文書館だより

第30号
徳島県立文書館

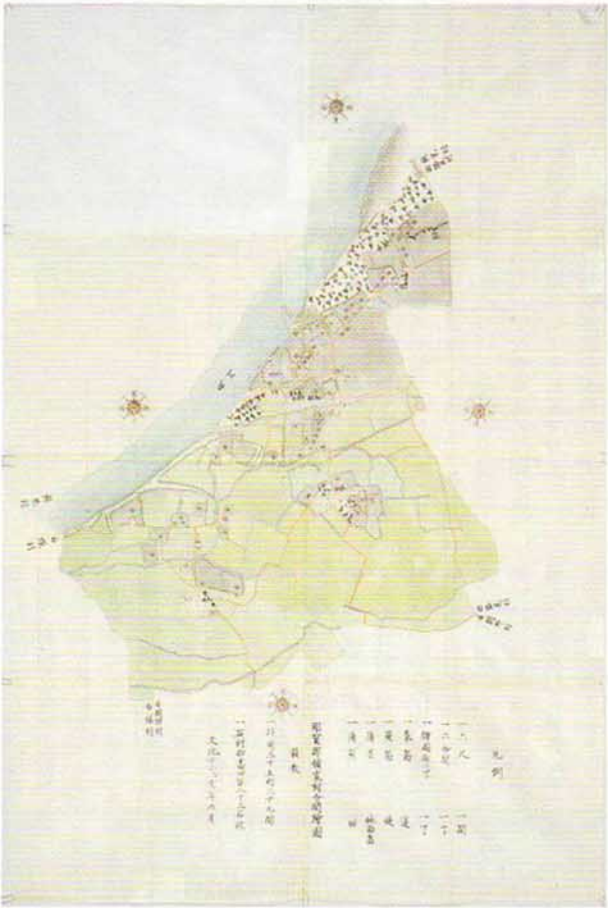

那賀郡領家村分間絵図（文化12年）

那賀郡領家村は阿南市那賀川南岸の村。北部の浜は、天神原という郷町富岡の川港であり、御分一所という役所が見える。御分一所は、船荷の検査や分一銀などの関税を取る現在の税関のような役所で、江戸時代には重要な港などに置かれていた。

（阿南市史編纂室所蔵）

文書館の逸品展「西崎家文書」

平成21年４月28日(火)～８月２日(日)

坂野村組頭庄屋森家（若槻家）文書などの多彩な古文書コレクションである西崎家文書の魅力を紹介します。

第37回企画展「撮影された徳島の風俗」

平成21年８月４日(火)～10月25日(日)

平成20年に文書館に寄贈された津田幸好氏撮影の写真を中心に、懐かしい徳島の祭り・習俗・阿波踊りなどを紹介します。

第38回企画展「写真と文書で見る徳島工業高等学校史」

平成21年10月27日(火)

～平成22年１月24日(日)

徳島工業高等学校は平成21年３月に一世紀を超える歴史に幕を閉じました。同校に残されていた開校以来の写真や公文書から、同校のあゆみを振り返ります。

特別企画展「暮らしの中の吉野川」

平成22年１月26日(火)～４月25日(日)

阿波の歴史に大きな影響を与えてきた大河吉野川。吉野川と人々がどのように向き合って暮らしてきたのかを、絵図や古文書から探ります。

目　次

学校教育と文書館……2
文書館の資料を学校現場へ……3
見どころいっぱい　文書館のホームページ……4
Ｗｅｂ版　幻の城下町徳島　－失われた城下町へタイムスリップ－……5
古文書の世界　人足として江戸へ行く百姓……6
公開史料の紹介　－犬伏家文書・中財家文書・美馬家文書－……7
動き始めた古文書補修ボランティア……8
文書館の利用案内……8

文書館の資料を学校現場へ
～指令綴と墨塗り教科書～

徳　野　隆

徳島県立文書館は一次整理が終わったものだけで約二〇万点の徳島県に関する歴史資料を収集・保存しています。これらの中には、教材として活用される日を待っている「ダイヤの原石」がゴロゴロとしています。今回はこの「原石」の中から戦後の教育改革に関連した資料を二つ紹介しましょう。

小学校に残された指令綴

占領開始直後からGHQは日本の非軍事化と民主化をめざす急激な改革に着手しますが、教育改革もその大きな柱の一つでした。この時期の徳島県における教育改革の様子を生き生きと伝えてくれるのが徳島市の福島小学校に残されていた『昭和二十年九月以降　連合軍最高司令部より発する指令綴　福島国民学校』です。

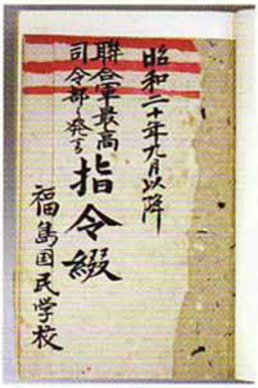

「昭和二十年九月以降　連合軍最高司令部より発する指令綴　福島国民学校」

ご承知のように連合国軍が直接軍政を布いたドイツと異なり、日本の場合はGHQから覚書等の形で伝えられた命令を政府が法律・政令・省令・規則などの形に直して実施する間接統治方式が採用されています。ここに綴られているのは、このような形で学校現場におりてきた戦後の教育改革に関する通達です。ざっと目を通しても、修身・国史・地理の授業停止と教科書の回収、教学局編纂図書の使用停止、教練・銃剣道の廃止、神道と教育の分離、軍国主義的要素の強い教材（教材名を具体的に指示）の教科書からの削除、復員教職員の授業担当留保と適格審査、連合国軍総司令部より発する指令の徹底などの他、高松CIE図書館の案内や読書週間に関する通達もあり、戦後教育史の一級資料であることがわかります。

この「指令」は全ての小・中・高に出されていたはずですが、我々が県内で確認できているのは数例でした。「どこにでもあるものは粗末に扱われ、気がつくとどこにも無くなっている」の好例でしょうか。

墨塗り教科書

もうひとつ当館の所蔵資料の中からこの時期の貴重な教育資料のひとつである「墨塗り教科書」を紹介しましょう。

昭和一六（一九四一）年の国民学校令公布と共にはじまる第五期国定教科書は、教育の目的を「皇国民の錬成」におく超国家主義・軍国主義的要素の強いものでした。敗戦と共に文部省や道府県の指示や学校現場の判断により、問題となりそうな教材の「墨塗り」「切り取り」「貼り合わせ」が行われ、翌年からは残存教材をベースにした「仮綴じ教科書」が発行されます。

当館が所蔵している「墨塗り教科書」（正確には切り取り教科書）は国民学校の五年生が使用した『初等科国語　六文部省』（昭和一八年刊行）で、全体が問題とされた教材は切り取られ、一部が問題とされた部分に墨が塗られています。先の『連合軍最高司令部より発する指令綴』に綴られている、徳島県内政部から各国民学校長宛てに出された昭和二〇年九月二八日付『終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル依命通牒』で「削除スベキ教材又ハ取扱上注意ヲ要スル教材ノ一例」とされている「水兵の母」「姿なき入城」「朝鮮のゐなか」「十二月八日」「不沈艦の最期」「敵前上陸」「病院船」の他、例示されていない「明治神宮」や「水師営」が全面削除されています。また、「源氏と平家」（宇治川の先陣・敦盛の最期・能登守教経）や「ひとさしの舞」（高松城の水攻めと清水宗治）が削除されているのは、軍国主義を助長する教材と考えられたためでしょう。「漢字の音と訓」という教材では〝宮〟という漢字の読みとして例示されている宮城・神宮・宮内省といった単語が塗りつぶされ、宮殿・龍宮と書き換えられています。「元日や」（俳句）では「元旦や一系の天子不二の山」という句と教材名が塗りつぶされいます。さらに、「世界一の織機」（豊田佐吉の伝記）というおよそ軍国主義に関係のなさそうな教材でも、「佐吉の作った織機が外国製を凌いで世界一になった」という部分と教材名に墨が塗られています。どの部分がどのような理由で削除されたのか、当時の児童生徒はどのような思いで墨塗りや切り取り・貼り合わせを行ったのか、などを児童生徒の皆さんと一緒に考えるのに良い教材ではないでしょうか。尚、「墨塗り教科書」については墨塗り前と後が比較対比できる形での復刻版も出ていますので、そちらもご参照下さい。

「初等科国語　六」（墨塗り教科書）

文書館資料の教材化にあたっては、資料の検索や内容の解説、解説文の作成を含めて文書館職員がご協力いたします。また、文書館職員が講師として学校現場に出向くことも可能ですし、児童・生徒のみなさんの施設見学も大歓迎ですので、お気軽にご相談下さい。

（主査兼係長）

学校教育と文書館

計盛眞一朗

昨年度は、国の公文書のずさんな管理・保存が問題となり、平成二〇年二月、公文書担当大臣を新設し、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」を設置しました。有識者会議は一一月に最終報告を行い、政府は、公文書管理法案を今年三月国会に上程しました。法案は「国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定め」、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り」、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とし、あわせて「国及び独立行政法人等」の「諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的(第一条)」とすると書かれています。また、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり」、「保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し」、「これを実施するよう努めなければならない(第三二条)」としています。県や市町村においても条例や文書規則等の見直しを行い、公文書の作成から保存・移管・利用にいたるまで一貫した文書管理を行うこととし、より適正な保存・利用の在り方を義務づけることになります。

文書館は平成一八年に「学校に残された歴史資料―学校の宝物」展を実施し、あわせて「学校資料の保存と活用を考える」と題したシンポジウムも行って、学校資料等の保存の大切さを訴えてきました。学校資料等は創立以来、営々と取り組んできた教育活動の記録であり、学校の伝統を育んできた証しです。児童生徒、教職員、保護者や地域住民にとってかけがえのない貴重な「宝物」です。資料の保存整理とともに、それらを展示することによって、学校や地域の伝統を受け継ぐ学習の場としても活用できます。一方では、児童生徒数の減少などで学校の統廃合が進んでいます。文書館は統廃合による学校資料等の散逸を防ぎ、保存整理に全力で取り組みたいと考えています。この四月に開校する徳島科学技術高校に統合される三校の貴重な学校資料等は各高校の協力を得て保存整理が順調に進められています。今後も統廃合が予定される学校の協力を頂き、保存整理に邁進したいと考えています。

新しい学習指導要領には、「身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる(中学校歴史的分野の目標(4)」とあります。基礎的・基本的な知識を修得させるだけでなく、身近な地域の資料を使って生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を培うために、技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成が必要だとしています。文書館では二十万点以上に及ぶ徳島県内の古文書や絵図、古い写真、県の公文書や行政資料などを収集・整理・保存し、いつでも利用できるようにしています。文書館の職員が資料の紹介や解読など教材化の支援をいたしますので、文書館資料を使って社会科、地歴・公民科や総合的な学習の時間など、身近な地域学習の教材づくりをしてみませんか。小学校三年生の「総合的な学習の時間」に、子どもたちが来館し、文書館職員から渡された藩札を手にとって詳細に調べたり、江戸時代の絵図で自分たちの学校の位置を確かめたり、二時間ほど学習活動を行いました。身近な資料を前にして子どもたちは目を輝かせ、生き生きと学習していました。より身近な資料で、児童生徒の興味関心を惹きつけ、主体的に取り組ませる教材が開発できると思います。そして、これらの教材を、だれもが手軽に利用できる体制も作りたいと考えています。

文書館での地域学習

今年度、高等学校教育研究会地歴学会は「文書館資料を学校現場へ」と題して、文書館の見学も兼ねて研修会を行いました。文書館をこのような形で活用するとともに、文書館が行う古文書講座、歴史講座、古文書保存講座等も積極的に利用して欲しいと思います。古文書講座や古文書保存講座は国語や書道、美術の先生にも興味を持って受講して貰えると思います。さらに、距離的・時間的な制約で文書館に行きづらいといった場合は文書館のホームページを開いてみてください。「幻の城下町徳島」「学ぼう!楽しもう!」「文書館の逸品」など教材開発にヒントが得られる様々なコンテンツと出会うことができると思います。また、文書館資料を手にした職員が学校に出かけて授業を行う「出前授業」も行っていますのでご相談ください。今後、学校種や教科にかかわらず、気軽に来館し、様々に資料を活用していただける文書館となるように、更なる努力をしたいと考えています。是非ご活用ください。

(館長)

は文書館が所蔵して現在公開している原資料を検索する場所であり、いわば文書館ホームページの心臓部です。文書館は現在まで約二〇年をかけて二〇万件以上の文書資料をデータ化してきました。このボタンから中にはいると、そのデータの内公開になった約八万件ほどのデータを検索できます。古文書は現在四二家約三万件のデータが公開され、さらに近々その数は増える予定です。どうぞご利用ください。

文書館ホームページのコンテンツは、これからもますます充実していきます。アドレスは、http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/です。検索サイトから徳島県立文書館と入れて検索していただければ一番上に出てくるはずです。是非注目してください。

Web版「幻の城下町徳島 ―失われた城下町へタイムスリップ―」

1　製作の意図

江戸時代、豊かな産物を有した阿波の徳島は全国的にみても大きな繁栄を誇った都市でした。しかし阿波藍の衰退とともに地域の産業経済の停滞がはじまり、徳島は次第に元気を失っていきました。それでも徳島市は昭和初期においても四国第一の人口を擁していました。近代都市への脱皮をはかろうとする商都としての活力と、江戸期の風情を残しているという、新しいものと古いものが入り交じったユニークな街であったといわれます。

しかし、そしてこの近代の城下町徳島も、第二次世界大戦の戦禍によって市街地の大半が焼失してしまいました。戦後六〇年以上経過した現在では戦災で焼け残った建物や風景・面影も失われ、人びとの記憶からも繁栄の記憶も失われようとしています。

幸いなことに歴史資料としての写真や地図などが残されています。特に写真は時代を雄弁に物語る第一級の史料です。歴史資料としての写真を収集していく中で近代の城下町徳島に関する貴重な写真や地図が蓄積されてきました。これらの記録資料を使ってWeb上のホームページに、写真資料を生かしたバーチャルな「幻の城下町徳島」を再現し、タイムスリップ的な疑似体験をすることを目指してこのコンテンツを製作しました。

2　使用画像ソフト「ZOOMA」

この画像ソフトは掲載した地図や写真を、二点を同画面で比較対照しながら、同時に拡大・縮小することができます。現在と対比しながら同一地点の時間的変遷を把握することができる優れた特色を持っています。

3　内　容

使用資料

徳島市内の観光名所に関しては明治中後期から盛んに作成された写真をもとにした「絵葉書」が貴重な資料であり名所旧跡に関してはほぼカバーできます。また明治四一年大正天皇が皇太子時代に徳島に行啓した際に作成された「東宮行啓記念写真帳」は徳島県内の要所を見事な写真で写し出しており貴重な写真資料となっています。

市街地図に関しては、徳島市の1万分の1縮尺のものが明治後期から大正・昭和前期・終戦直後・現在に至るまで数多く残されており、市街図上の変遷を追うことが出来ます。

ホームページの構成

(1)「トップページ」
古写真のスライドショー（7点）
徳島城　新町川　新町橋　徳島県庁　新町川と藍倉　箱まわし　阿波踊り

(2)「地図と航空写真で見る近代徳島の変遷」
〈掲載地図〉
①明治42年、②大正初期（郵便地図）、③大正8年、④大正12年、⑤昭和12年、⑥昭和16年、⑦昭和20年（米軍地図）、⑧昭和22年、⑨平成20年
〈航空写真〉
①昭和20年3月（空襲前）
②昭和20年7月（空襲後）

(3)「眺望　城下町徳島」
①眉山からの徳島市街
a　明治後期の徳島市街
b　昭和初期の徳島市街
②航空写真　城山周辺・東新町・西新町・新町川・東富田
③吉田初三郎「徳島及び小松島を中心とする鳥瞰図」

(4)「よみがえる徳島の街角
―アイコンをクリックして
タイムスリップ―」
明治から昭和初期までの古写真（28点）
眉山三重塔・中洲港・徳島県庁（加嶋屋敷）・徳島県庁・新町川と藍倉・新町橋・両国橋・市役所庁舎・千秋閣・徳島駅3点

4　3次元CG（コンピュータグラフィック）による復元

今回作成したコンテンツは平面的な2次元のものですが、将来的には写真をはじめ絵図や地図、聞き取りなどあらゆる歴史資料を収集して3次元・立体的なCG映像による「幻の城下町」の復元に取組んで行きたいと思います。城下町徳島に関する資料や情報提供を文書館までお寄せください。

見どころいっぱい 文書館のホームページ

徳島県立文書館のホームページが変わりつつあります。表紙は文書館の色オレンジ主体でいつもと変わらないデザインですが、とにかく中身のコンテンツが充実しつつあるのです。この紙面を借りて文書館のホームページを探検してみましょう。どこへ行ったかわからなくなったら、一番上のオレンジのバーを押してください。文書館ホームページのトップに戻ってくることができます。

トップページ文書館バーの下には、右に「NEW」の囲み、左に「ピックアップ」の囲みがあります。右は最新のコンテンツにすぐ行けるように、左はコンテンツがたくさんあるので、過去のコンテンツから関連のあるものをピックアップしてすぐ行くことができるようになっています。

この「NEW」を見ると新しくアップされたコンテンツの情報を見ることができます。たとえば、「文書館周辺　初春」をクリックすれば、現在の文書館周辺の初春の風物を撮った写真を見ることができます。この写真は三年ほど前から、昼休みなどを利用して館の職員が取り貯めた写真を利用して作成している文書館周辺の写真集で、過去の写真は左側の「文書館周辺の写真」というボタンの中に格納されています。四季の移り変わりや、年ごとの風景の違いなども見つけることができるかもしれません。

文書館ホームページのトップページ

また、文書館で行っている展示のことが知りたいという方は、トップページを下へスクロールしてください。現在の展示の内容や、関連行事を知ることができます。過去の展示の内容を知りたい方は、左側の「過去の展示」のボタンを押していただくと、過去の展示図録をすべてPDFの画像で見ることができます。

徳島の歴史に興味がある方は、コラムはいかがでしょうか。「文書館の逸品」には徳島の歴史資料に関わる文書館職員のコラムが三〇ほど掲載されています。最近は滞りがちですが・・・、再び力を入れて書いていきたいと考えています。

もっとわかりやすいコンテンツがないのか。と思われている方は、同じく左の「学ぼう楽しもう」のボタンを押してください。ここには、画像やクイズやアニメーションのコンテンツが現在六つあります。現在文書館ホームページの中で一番の売りである「幻の城下町徳島」はもちろん、徳島文理大学人間生活学部メディアデザイン学科と共同で制作したアニメーションなどは必見です。近々さらにコンテンツが増える予定ですのでご期待ください。

最後に、文書館の持っている資料を調べるための機能を紹介しておきます。同じく左側にある「公開資料検索」「文書館蔵書検索」がそのボタンです。「文書館蔵書検索」は文書館が所蔵する調査研究の補助となる一般書を検索するためのページです。それに対して、「公開資料検索」

古文書検索　各家名がずらっと

公開史料の紹介
―犬伏家文書・中財家文書・美馬家文書―

平成二〇年度、徳島県立文書館は犬伏家文書・中財家文書・美馬家文書を公開した。利用していただく際の手引きとして、この三つの史料群の概要を説明させていただきたい。

犬伏家文書

犬伏家文書は板野郡東中富村（現藍住町）の政所・庄屋役・五人組等の村役人を務め、藍業や製薬業で栄えた犬伏家に伝来していた史料群である。犬伏家より徳島県立文書館に寄託され、整理の結果一、一九七点の史料が確認され、破損等により公開不能な四点を除いた分を今回公開した。

犬伏家文書は村政史料と家政史料に大別できる。村政史料としては、明暦三（一六五七）年の「退転人」関係史料など、近世前期の史料が多数含まれている。この時期の帳簿以外の地方文書がまとまって残されているのは県内でも稀で、徳島藩の地方支配体制を調べる上で貴重な史料となるであろう。家政史料は帳簿類・証文類などの経営史料や犬伏家の由緒書（三好家旧臣・蜂須賀家政へのお目見え等）を含んでおり、こちらも藍作地帯の豪農の経営や家・身居の問題を研究する上で興味深い史料といえる。

「東中富村退転人反高之帳」
（犬伏家文書）
欠落（失踪）したり断絶した農民が保有していた農地の書き上げ。

中財家文書

中財家文書は板野郡大松村（現徳島市）の近藤家＝中財家（明治初期に改姓）に伝来していた史料群である。中財家より旧徳島県立図書館に寄贈され、当館に移管後、整理の結果四七五点が確認され、プライバシー等の問題で公開不能な三点を除いた分を今回公開した。

史料群の年代範囲は延宝（近世前期）～昭和前期であるが、幕末・明治初期の近藤基之助・中財基四郎の関連文書が中心となっている。近藤基之助が藍床改役を務めていたことから、藍玉の移出関係の証文類が多数残されている。また、基之助の筆による「諸国大地震実録記并御国我等取混シ有姿記」は安政の南海地震の貴重な記録で、『御大典記念阿波藩民政資料』にも翻刻掲載されている。

「諸国大地震実録記并御国我等取混シ有姿記」
（中財家文書）

美馬家文書

美馬家文書は勝浦郡瀬津村（現上勝町）の庄屋役を務めた美馬家に伝来していた史料群である。美馬家より文書館に預けられ、整理の結果二、九九六点が確認された。美馬家より寄贈申請をいただき、プライバシーその他の理由から未公開となった一九八点を除く分が今回公開された。

美馬家が明治になってから里長・戸長・村長などを務めたこともあって、瀬津村を含む比較的広範囲の村政史料を含んでおり、近世～明治期の勝浦川上流地域の歴史を研究する上での一級史料となっている。

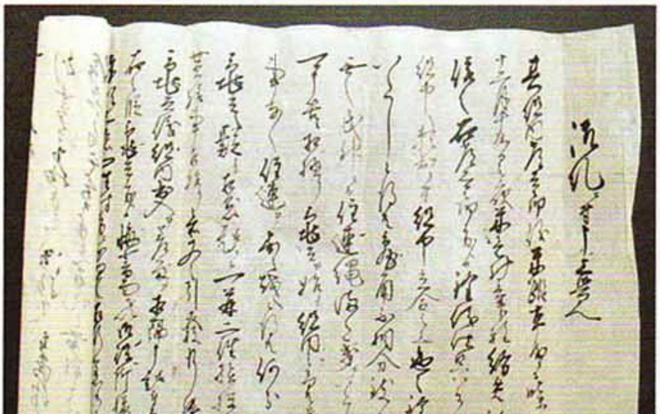
「御糺ニ付申上覚」（美馬家文書）
天保年間に盗難事件の詮議のため神前での“注連縄またぎ”が行われていたことが記されている。

古文書の世界

人足として江戸へいく百姓
～江戸人足～

森　千枝

江戸時代、徳島藩では領内の村々から徴発されて江戸へ行き、藩邸で下働きに従事する百姓たちがいた。これを「江戸人足」という。これは百姓の夫役（労役奉仕の義務）の一つで、村ごとに割り当てられた。ここでは江戸人足に関する二つの史料から、江戸人足の実態を探ってみたい。

史料1は明和二（一七六五）年、板野郡板東村（現鳴門市）から江戸人足に出るはずであった百姓喜右衛門が病気になり、代わりに名東郡蔵本村（現徳島市）の百姓幸八を雇うことになった時の契約書である。江戸人足は、その村の百姓から出すのが基本だが、やむを得ない場合は他村から雇うこともあったようだ。作成者は板東村の請人二名（一人は百姓喜右衛門自身か）。請人とは人足の身許保証人である。宛者の庄野市郎治は小野泰左衛門（代官と思われる）の手代である。

史料1（部分）

史料1（コン2　00596）

仕リ上御請状書物之事

一　江戸人足壱人　板野郡板東村百姓
喜右衛門代
名東郡倉本村百姓幸八

右ハ、此度江戸人足当村喜右衛門ニ被仰付候所
病気ニ付得罷越不申候ニ付、倉本村百姓幸八
代役ニ指遣申候、然上ハ於江戸ニ御用之義被
仰付次第無違背相勤候様ニ可申付候
右勤之内取逃欠落等仕候ハヽ、被仰付
次第取逃之品々早速私共方より相弁
可指上候、并ニ大病仕候歟、又ハ欠落等ニ而
御奉公不仕候ハヽ、人替并御支配返上之
義茂早速被仰付次第私方より指出シ
可申候

一　宗旨之義代々真言宗ニ而留（高カ）田浦
観常寺旦那紛無御座候
右人足ニ付如何様六ヶ敷義出来仕候而も
私共請人ニ相立申候上ハ早速埒明御六ヶ
敷義申上間敷候、仍而御請状如件

明和弐年　板東村請人
酉ノ四月　喜右衛門
同村同断
快二郎

小野泰左衛門様御手代
庄野市郎治殿

右之通当村喜右衛門快二郎請人ニ相立申所
相違無御座候、万一請人共相弁品出来不
仕候ハヽ、被仰付次第取立指上可申候、以上

酉ノ四月　板東村庄屋
五人組中

小野泰左衛門様御手代
庄野市郎治殿

これによれば、江戸人足の幸八について問題が起きた時、請人がどのように責任を負うかあらかじめ決められていることがわかる。それは、幸八が勤め中にも し「取逃」（金品などを奪って逃亡すること）や「欠落」（勤め中に逃亡すること）をすれば、奪われた金品は請人が弁償すること。人足が病気になったり、逃げ出したりした時は代わりの人足を手配し、給金も請人から返済するというものであった。また、幸八の宗旨は代々真言宗である（つまり切支丹ではない）ことも明記し、幸八についてどのような問題がおきても請人が解決にあたると約束している。さらに、板東村の庄屋・五人組中が奥書で喜右衛門と快二郎が請人に間違いないこと、万一請人が弁償しないときは責任を持って取り立てることを記しており、いわば二重に保証をしている。なぜこのように念の入った約束が取り交わされていたのだろうか。それには当時、江戸人足を取り巻く事情があった。次の史料2をみてみよう。

史料2は、夫主喜右衛門（＝請人）とともに庄屋・五人組が連判をもって申し上げたものである。これによれば、四月一五日に江戸へ出発した幸八は途中で「欠落」してしまい、請人たちは、幸八が元の在所へ帰ってないか詮議して報告するよう藩から仰せつけられた。また、幸八は、実は板野郡姫田村（現鳴門市）の和助という者から雇ったので、和助にも言って幸八の居所を探すとしている。

史料2（コン2　00595）

御糺ニ付申上ル覚

一　当四月十五日発足被仰付候当村
夫主喜右衛門雇人足蔵本村幸八儀
江戸道中ニ而欠落仕御外聞ニも
相懸り別而不埒ニ被為思召上旨、彼者儀
本在所へ立帰居可申候条詮儀仕可
申上旨被仰聞承知奉畏候、右幸八
儀姫田村和助手許より相雇指遣
申候、右和助ニ立合元在所ニ不限疑布
所詮儀仕可申上候、御糺ニ付申上ル処相違
無御座候ニ付同村庄屋五人組連判を以申上候

一　庄屋治右衛門申上候、右人足発足之時分ハ
御暇奉願他国へ養生ニ罷越居申候ハ者
今日御糺ニ付連判を以奉申上候、以上

酉六月廿九日　板東村夫主
喜右衛門
同村庄屋
治右衛門
同
弥十郎

小野泰左衛門様御手代
猪口繁右衛門殿

こうした江戸人足の「欠落」や「取逃」は当時頻繁に起こっていたらしく、藩も頭を悩ませていたようである。『藩法集（三）徳島藩』（藩法研究会編）の「郡方」には江戸人足に関する御触がいくつかみられるが、宝暦九（一七五九）年の御触によれば、江戸人足には身許の不確かな者は雇わないよう以前から言っているが、近年は生活に困窮した「流浪人」などが雇われることもあり、彼らはたびたび問題を起こすので、人足を雇う際には身許を充分確かめ、必ず請人を取るようにと達している。史料1の念の入った取り決めはこうしたことを受けてのものだったが、人足に対する問題は改善されず、史料2のような事態が続くばかりであったと思われる。その後、請人喜右衛門は、すぐに別の人足を仕立てて江戸へ向かわせたが、幸八の行方は次の年になっても依然わからなかったようである。

（文化推進員）

動き始めた古文書補修ボランティア

古い資料が集まっている文書館には、たくさんの破れたり、汚れたり、虫に喰われて、そのままでは、開いて見ることのできない古文書があります。そういった古文書には整理の時封筒に虫喰いや破損があるとメモをしていますが、調べてみますとその数は一万点を超えるようになってきました。さらに整理がついた古文書を家ごとに公開する際に、必ず数点の資料はこうした破損のため公開することができません。

一方、文書館では平成五年度以来、古文書保存講座を開催してきました。保存講座には、必ず丸一日、元宮内庁書陵部の修補師長横山謙二氏をお招きして、裏打ちや虫穴繕いなどの古文書補修の実習をしていただいてきました。横山先生は講義の中で必ず「古文書の補修は見ているだけではなく是非やってみてほしい。一人の方が一枚づつ直しても、その分の資料を公開できます。古文書補修の作業は皆さんが絶対にできないというほど難しいものもあります。私の住んでいる千葉県白井市ではボランティアで古文書を直しているんですよ。」とお話しされます。

筆者は不器用でそういった作業は無理だとあきらめていましたが、受講者の中には器用で飲み込みの早い方もおられ、こうしたじっくりした作業が好きだ。やってみたいという声も聞こえてきました。そうした声に押され、ついに平成二十年度の古文書保存講座の募集と同時に古文書補修ボランティアの募集をすることになったのです。

まず、今年度八月に行われた古文書保存講座を受講していただき、その翌日丸一日かけて横山先生の特別講座を受けていただき補修作業の手ほどきを見て体験していただく所から始めました。その後、毎月第一水曜日と第三水曜日を「補修ボランティア」の日と定め、朝十時から夕四時頃まで文書館講座室を約七名のボランティアの方々に解放して自由に作業をしていただくような環境を整えています。

これまではまだ本格的な裏打ち作業こそしていませんが、旧家の襖を剥いで古文書を取り出す作業や古文書の虫穴の繕い作業をする作業を精力的に行っていただいています。刷毛の使い方や、紙の扱いなども横山先生が残していただいているビデオなどを参考に実地で練習を積み重ねていただいています。さらに今年の夏には横山先生に再び技術をお教えいただき、もう一歩先の本格的な裏打ち作業などを行う予定です。今後もこのボランティアによる古文書補修の活動は続けていければと考えています。またこのようなことに、興味のある方がおいでましたら気軽に文書館スタッフにお声をおかけください。

文書館の利用案内

利用方法

○閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください

○閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。

○資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。

○複写サービスは実費をいただきます。

○資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

○午前九時三十分～午後五時

休館日

○毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日）

○毎月第三木曜日

○年末年始

※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇ＪＲ徳島駅から

徳島市営バス利用（約二十五分）

◇ＪＲ牟岐線文化の森駅下車徒歩

約三十五分

文書館だより　第30号

平成二十一年三月二十七日発行

編集兼発行　徳島県立文書館

〒七七〇－八〇七〇

徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内

℡（〇八八）六六八－三七〇〇

印刷　グランド印刷株式会社

ホームページアドレス　http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp（徳島県立文書館）